

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 20日

尼崎市長 殿

提出者



住所 尼崎市東七松町2丁目4-16

氏名 尼崎市公営企業管理者  
塚本 英徳

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6499-0345  
(神崎浄水場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	尼崎市公営企業局神崎浄水場
事業場の所在地	尼崎市次屋4丁目6-1
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3611 上水道業 (3621 工業用水道業)
②事業の規模	上水配水 10,255,000m³ 工水配水 5,054,990m³ (令和3年度実績)
③従業員数	23人 (令和4年4月時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

## (第2面)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙2のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり
	排出量	t
(これまでに実施した取組)		
<p>(汚泥) 取水量によって汚泥の排出量及びスラッジ量が決まるため、スラッジの減量は困難である。スラッジを埋め戻し材等に再生処理することで有効利用している。</p> <p>(混合廃棄物、廃油) 設備の維持管理において発生するものであり、設備を良好な状態に保つために致し方が無く、減量は困難である。</p> <p>(ガラス・コンクリート・陶磁器くず) 各種試験に必要な試薬の量は決まっており、使用後の空き瓶の減量は困難である。</p>		
①現状	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり
	排出量	t
(今後実施する予定の取組)		
<p>(汚泥) 取水量によって汚泥の排出量及びスラッジ量が決まるため、スラッジの減量は困難である。スラッジを埋め戻し材等に再生処理することで有効利用している。</p> <p>(混合廃棄物、廃油) 設備の維持管理において発生するものであり、設備を良好な状態に保つために致し方が無く、減量は困難である。</p> <p>(ガラス・コンクリート・陶磁器くず) 各種試験に必要な試薬の量は決まっており、使用後の空き瓶の減量は困難である。</p>		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、廃油を分別して保管し、分別できない廃プラスチック類、金属くず等については、管理型混合廃棄物として保管している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、廃油を分別して保管し、分別できない廃プラスチック類、金属くず等については、管理型混合廃棄物として保管する。	

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	別紙3のとおり	
(これまでに実施した取組) 排泥池、濃縮槽における重力濃縮、加圧脱水機による脱水処理により汚泥の減量化を行っている。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	別紙3のとおり	
(今後実施する予定の取組) 排泥池、濃縮槽における重力濃縮、加圧脱水機による脱水処理により汚泥の減量化を行う。			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】	
産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
産業廃棄物の種類	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)	

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】	
産業廃棄物の種類	
全処理委託量	
優良認定処理業者への 処理委託量	t
再生利用業者への 処理委託量	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(これまでに実施した取組) (汚泥) 神崎浄水場から排出される脱水スラッジの全量を再生利用業者にて処理委託した。 (汚泥以外) 徹底して分別し、また分別できないものは管理型混合廃棄物として、許可業者に収集運搬 および処理委託し、マニュフェストで適切に処理されていることを確認した。	

別紙3のとおり

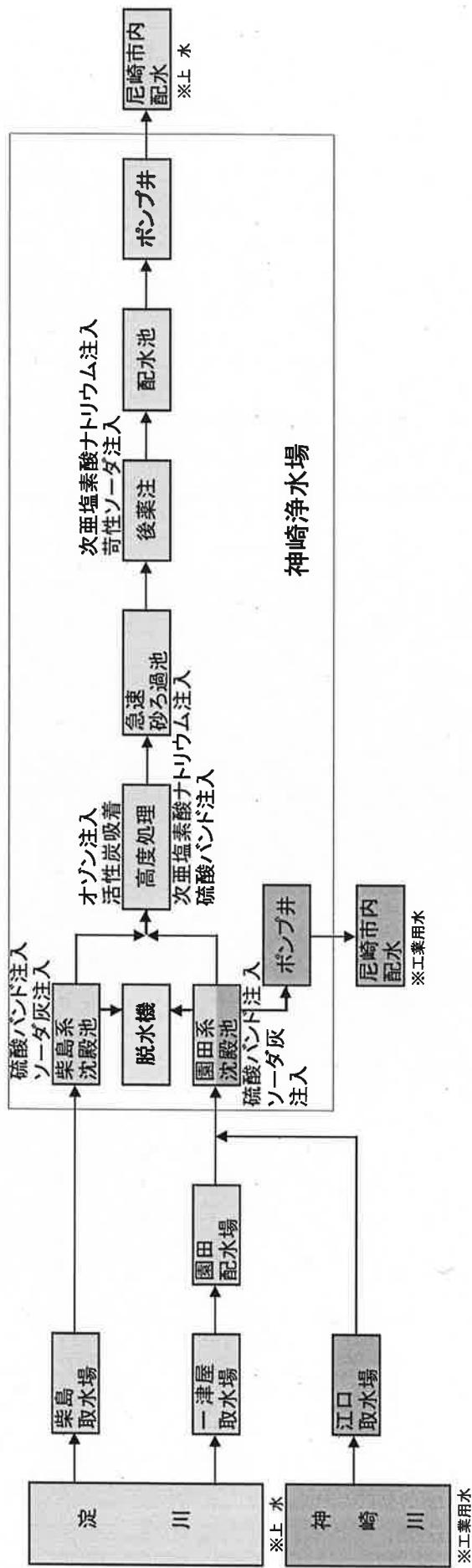
【目標】	
産業廃棄物の種類	
全処理委託量	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t
再生利用業者への 処理委託量	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
別紙3のとおり	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>(汚泥)</p> <p>神崎浄水場から排出される脱水スラッジの全量を再生利用業者にて処理委託する。</p> <p>(汚泥以外)</p> <p>徹底して分別し、また分別できないものは管理型混合廃棄物として、許可業者に収集運搬および処理委託し、マニュフェストで適切に処理されていることを確認する。</p>	

## 備考

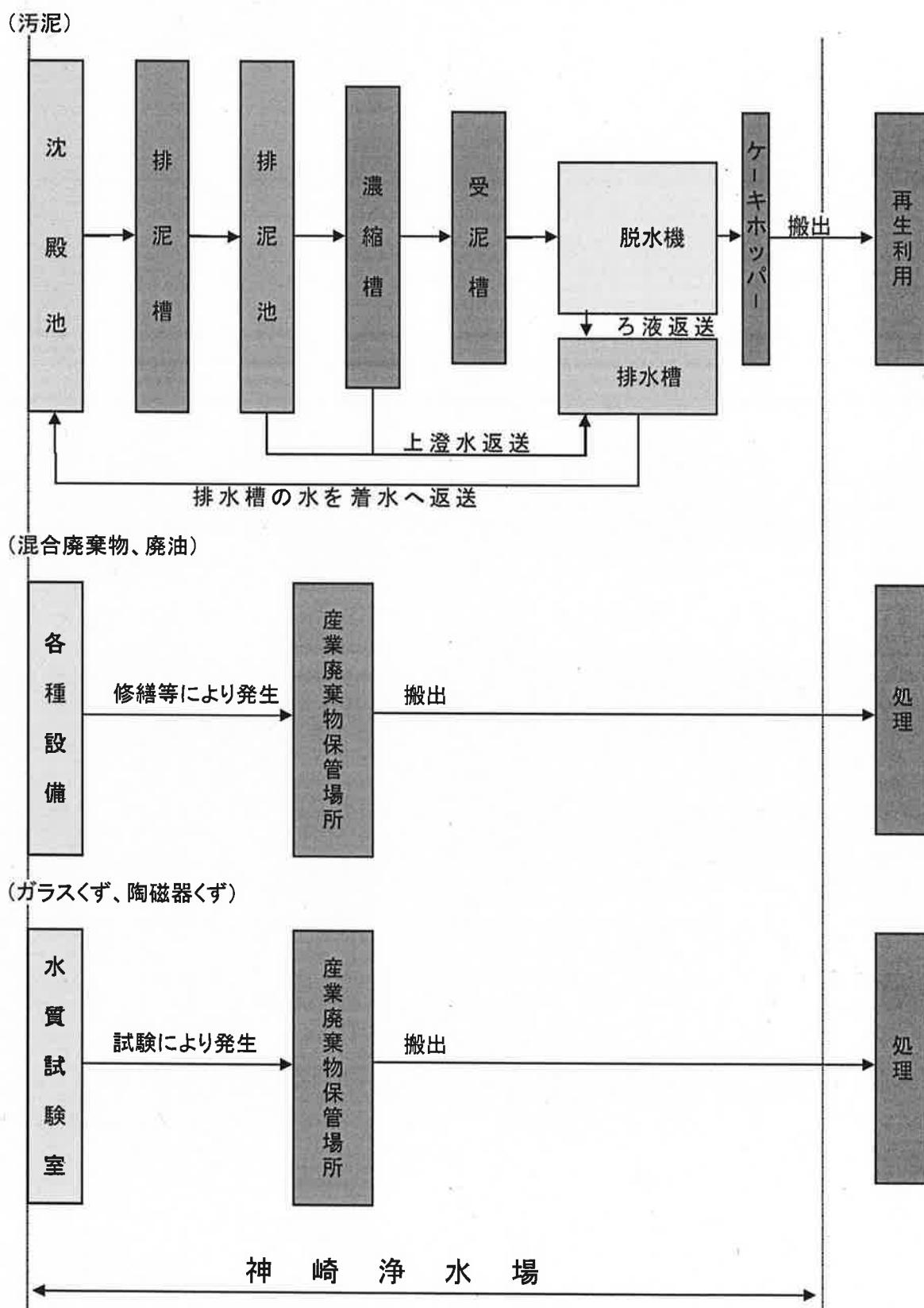
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

製造フローリンク

別紙1-1

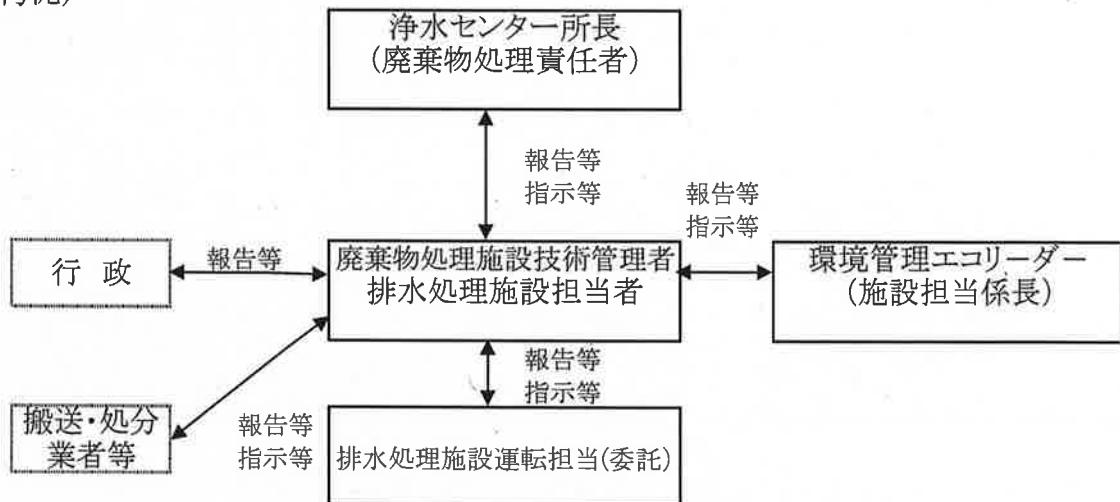


## 廃棄物フローシート



## 管 理 体 制 図

(汚泥)

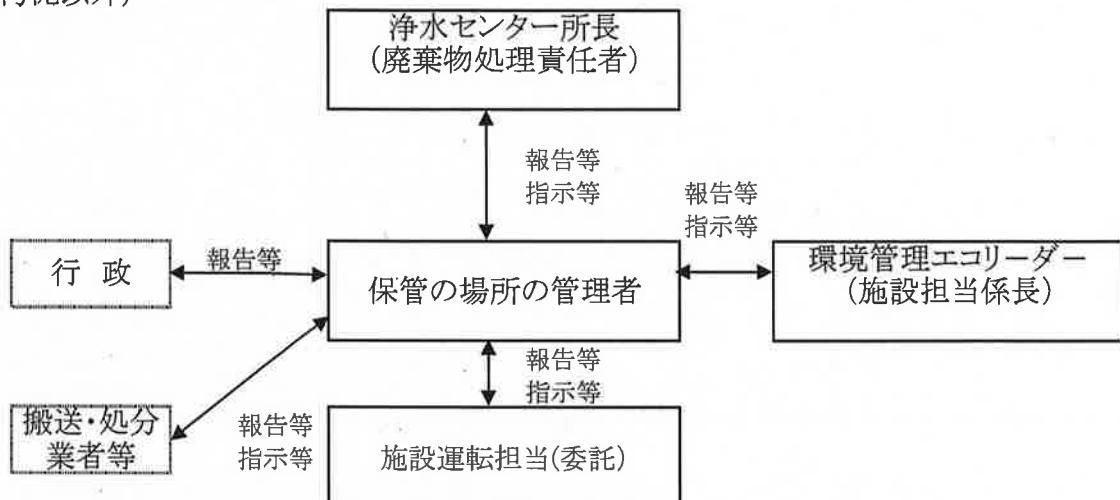


## \* 分担

- 1 淨水センター所長(廃棄物処理責任者)
  - ・関係法令等の教育、啓発、指導監督
  - ・廃棄物の適正な処理の確認
- 2 環境管理エコリーダー
  - ・廃棄物管理の教育、啓発、指導
  - ・廃棄物の適正な処理及び減量の啓発指導
- 3 廃棄物処理施設技術管理者
  - ・排水処理施設の法律に定める技術的基準に適合するように維持管理するため排水処理担当者を監督
- 4 排水処理施設担当者
  - ・排水処理施設運転委託者及び収集運搬業者への指示
  - ・排水処理施設の運転・搬送状況の確認、日報の整理保管
  - ・廃棄物の処理計画の作成
  - ・廃棄物処理にかかる報告書の作成
  - ・産業廃棄物管理票の整理、保管

## 管 理 体 制 図

(汚泥以外)



## \* 分担

- 1 浄水センター所長(廃棄物処理責任者)
  - ・関係法令等の教育、啓発、指導監督
  - ・廃棄物の適正な処理の確認
- 2 環境管理エコリーダー
  - ・廃棄物管理の教育、啓発、指導
  - ・廃棄物の適正な処理及び減量の啓発指導
- 3 保管の場所の管理者
  - ・保管状況の確認
  - ・施設運転委託者への指示
  - ・産業廃棄物の収集運搬及び処理の委託、収集運搬業者への指示
  - ・廃棄物の処理計画の作成
  - ・廃棄物処理にかかる報告書の作成
  - ・産業廃棄物管理票の整理、保管

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## ○ 現状 前年度（令和3年度）実績

産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	廃油	管理型混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)	管理型混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず) (水銀使用製品産業廃棄物)
排出量	15,492.4 t	0.71t	0.36 t	1.41 t	0.08t

## ○ 計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	管理型混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)	管理型混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、廃酸)
排出量	14,400.1 t	2 t	0.83 t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## ○ 現状 前年度（令和3年度）実績

産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	廃油	管理型混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)	管理型混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず) (水銀使用製品産業廃棄物)
自ら熱回収を行った量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した量	15,051.3 t	0 t	0 t	0 t	0 t

## ○ 計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	管理型混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)	管理型混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、廃酸)
自ら熱回収を行った量	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した量	13990.1 t	0 t	0 t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ○ 現状 前年度（令和3年度）実績

産業廃棄物の種類	汚泥	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	廃油	管理型混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)	管理型混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず) (水銀使用製品産業廃棄物)
全処理委託量	441.1 t	0.71t	0.36 t	1.41 t	0.08t
優良認定処理事業者への処理委託量	0 t	0.71 t	0.36 t	1.41 t	0.08 t
再生利用業者への処理委託量	441.1 t	0 t	0.36 t	1.03 t	0.08t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0.095 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

## ○ 計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	管理型混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)	管理型混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、廃酸)
全処理委託量	14,400.1 t	2 t	0.83 t
優良認定処理事業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	14,400.1 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t